

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第19回】開催

開催日時：令和7年2月21日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- 改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に向けた検討状況
 - 標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS) 労務管理・飲酒関係違反の罰則が厳しくなっています(R6.10.1~)。

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化 **トラック、バス、タクシー**

- 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)^{*1,2}

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務【現行】	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施【新設】	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施【新設】	初違反	100日車
	再違反	200日車

※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外

※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) **トラックのみ**

● 勤務時間等基準告示の遵守違反

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	現行 10日車	改正後 2日車/ 未遵守1件	現行 20日車	改正後 4日車/ 未遵守1件
	現行 20日車		現行 40日車	

● 点呼の実施違反

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	現行 10日車	改正後 1日車/ 未実施1件	現行 20日車	改正後 2日車/ 未実施1件
	現行 20日車		現行 40日車	

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、**目安箱**への
投稿をお願いします。



目安箱リンク